全体スライド条項の手続の流れ
～協議の申出（請求）から契約変更手続までの基本的な流れ～

期限等	手続の項目	様式等
契約締結日から九月以上経過	協議の申出（請求）	（様式１－１）及び（様式１－２） 契約金額の変更を請求： 受注者⇒区（工事主管課）
７日以内	↓	
	基準日及びスライド額協議開始日の通知	（様式２） 通知：区（工事主管課）⇒受注者
14 日以内	↓	
	基準日（原則、請求日）	（工事主管課は、基準日時点の出来形数量を確認し、残工事量を算定する。）
	↓	
	スライド額の協議の開始	（様式３－１） 協議書：区（工事主管課）⇒受注者
14 日以内	↓	
残工期が二月以上	スライド額の確定	（様式３－２） 承諾書：受注者⇒区（工事主管課） 又は （様式３－３） 通知：区（工事主管課）⇒受注者
	↓	
	スライド額に係る契約変更	※　契約変更の事務手続は、区契約管財課と行う。
	↓	
	工　期　末	